OH-EBASHI LPC & PARTNERS NEWSLETTER

Vol.55
2023年（令和5年）
1月1日発行

目次

【米国輸出管理規則（EAR）】
1 米国EARの域外適用の拡大（直接製品ルール）
藤本 豪

【コンプライアンス、ESG】
2 政府ガイドラインを踏まえた人権デュー・ディリジェンスの実践
澤井 俊之

【会社法】
3 株主総会資料の電子提供制度の実務対応
平井 義則

【事業再生】
4 中小企業活性化協議会による再生支援の概説
庄崎 裕太

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

【米国輸出管理規則（EAR）】

米国EARの域外適用の拡大（直接製品ルール）

大江橋法律事務所 弁護士／
ニューヨーク州弁護士／カリフォルニア州弁護士
藤本 豪
▶ PROFILE
g-fujimoto@ohebashi.com

第1 はじめに

2022年10月、米国商務省産業安全保障局（BIS）は、輸出管理規則（EAR）を改訂し、主として先端コンピューティング、スーパーコンピュータ及び半導体製造装置に関連する品目につき、中国向けの規制を強化しました。本改訂には日本企業に大きな影響を与える重要な内容が多く含まれますが、本稿では直接製品（FDP）ルールに焦点を絞り、従来から存在するルールと併せて説明させて頂きます。

（なお、本稿は、本年2022年12月7日現在の情報に基づいております。その後、変更が生じている可能性がありますので、ご注意ください。）

第2 直接製品（FDP）ルールの概要

米国の外で生産された品目（製品だけでなくプロセスやサービスも含み、以下「外国産品」といいます。）は、一定の要件を満たす場合には、米国原産の技術又はソフトウェアから直接的に生産されたもの（「直接製品」）であるか、又はそれ自体が「直接製品」である工場もしくは工場の主要構成要素[注)1]（major component）によって生産されたものであるときは、EARの対象となります。これを直接製品ルールといいます（以下では「FDPルール」と表記します。FDPはForeign Direct Product（外国直接製品）の略です。）。

ここでEARの対象となるということは、EARの域外適用を受けることを意味します。その品目の輸出や国内移転につきEARに基づく許可（license）が必要とされている場合、それらを行おうとする会社は、米国以外（例えば日本）の会社であってもBISに許可申請をしなければなりません。怠った場合には、米国当局から様々な制裁を受け、その結果、米国原産の物品、技術、ソフトウェア、サービス等を調達・利用できなくなるおそれがあります。

FDPルールは、現時点で8種類あります。FDPルールが導入された1959年当初は1種類しかなく、それが多少の変更を経て現在の「国家安全保障FDPルール」となりました。その後、2010年代になって、「『600シリーズ』FDPルール」と「9x515 FDPルール」が相次いで制定されました。いわば、これら3種類がFDPルールの基本形です（第3にて後述します。）。

FDPルールは、その後も以下のとおり追加され、その発展の形から、EARの域外適用ルールの先端を行くものと評されています。

2020年5月15日、米国による中国向け規制の強化の一環として、ファーウェイを対象に、新たに「Entity List FDPルール」が制定されました（第5にて後述します。）。

2022年2月24日、ロシアによるウクライナ侵攻の動きに合わせて、新たに「ロシア/ベラルーシFDPルール」及び「ロシア/ベラ

注)1　品目の「製造」にとって必須の「設備」（試験のための「設備」を含む）をいいます。なお、本稿において鍵括弧（「」）の付されている用語は、本稿で特に定義されたものを除き、EARの中で定義づけられている用語です。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

ルーシ軍事エンドユーザーFDPルール」が制定されました（第4にて後述します。）。

2022年10月21日、米国による中国向け規制の更なる強化の一環として、「Entity List FDPルール」が改訂されるとともに、新たに「先端コンピューティングFDPルール」及び「『スーパーコンピュータ』エンドユースFDPルール」が制定されました（第5にて後述します。）。

第3 基本形のFDPルール

1 国家安全保障FDPルール

「国家安全保障FDPルール」（§734.9(b)）は、外国産品が下記の製品範囲を満たし、かつ下記の対象国を仕向地とする場合に、EARの対象とするものです。

製品範囲:次の①②両方を満たす場合、製品範囲に合致します。
①輸出許可の添付書類として確約書（written assurance）が要求される（又は、確約書の取得が許可例外TSR（Technology and Software under Restriction）の適用条件となっている）米国原産の技術もしくはソフトウェアの直接製品、又は、そのような直接製品である工場もしくは工場の主要構成要素により生産された製品であること
②当該外国産品の規制品目番号（ECCN）がNS（国家安全保障）理由で管理されているものであること

対象国：D：1国、E：1国、E：2国
（D：1国には、例えばロシア、ベラルーシ、中国が含まれます。E：1国はイラン、北朝鮮、シリア、E：2国はキューバです。）

2 『600シリーズ』FDPルール及び9x515FDPルール

『600シリーズ』FDPルール（§734.9(d)）は、2013年10月に導入されたルールで、以前は武器品目として扱われていたが機微度が低いとして商務省の管轄とされた品目（ECCNが600番台）の技術・ソフトウェアの直接製品について定めたものです。外国産品のECCNが600番台又は0A919となる場合に適用されます。対象国は、D：1国、D：3国、D：4国、D：5国、E：1国、E：2国です。

「9x515 FDPルール」（§734.9(c)）は、2014年11月に導入されたルールで、宇宙関連の技術・ソフトウェア（ECCN 9D515 、9E515）の直接製品について定めたものです。外国産品のECCNが「9x515」となる場合に適用されます。対象国は、D：5国、E：1国、E：2国です。（なお、D：5国にはロシア、ベラルーシ、中国も含まれます。）

第4 ロシア・ベラルーシ関連のFDPルール

2022年2月、「ロシア/ベラルーシFDPルール」（§734.9(f)）及び「ロシア/ベラルーシ軍事エンドユーザーFDPルール」（§734.9(g)）が新たに導入されました。仕向地範囲をロシアとベラルーシ（前者）、エンドユーザー範囲をEntity Listで脚注3の指定のある事業体（後者）とし、製品群D又はEで指定される「技術」又は「ソフトウェア」の「直接製品」等、広い範囲の品目をEARの対象とするものです。

もっとも、対ロシア・ベラルーシ制裁について米国と共同歩調をとっている国（日本も含まれます。）には適用されません（§746.8(a)(4)、§746のSupplement No. 3）。本ルールについ

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

ては「大江橋ニュースレター 2022年10月号（Vol.54）の「対ロシア等経済制裁ー 米国の輸出管理規則について」に詳しい内容が記載されていますので、本稿では割愛させて頂きます。

第5 中国関連のFDPルール

1 Entity List FDPルール

「Entity List FDPルール」（§734.9(e)）は、2020年5月に導入されたルールです。当初はファーウェイのみを対象としていました。その内容（導入後の改正を経た、本稿執筆時点の内容）は以下のとおりです。

外国産品が下記の製品範囲に合致し、かつ、下記のエンドユーザー範囲に合致する場合には、EARの対象となります。（なお、米国の外で製造されたウエハーは、半製品にとどまるものを含め、外国産品に含まれるとされています。）

製品範囲:次の①又は②のいずれかです。

①EARの対象であり、かつ、ECCN 3D001、3D991、3E001、3E002、3E003、3E991、4D001、4D993、4D994、4E001、4E992、4E993、5D001、5D991、5E001、5E991で指定される「技術」又は「ソフトウェア」の「直接製品」

②ECCN 3D001、3D991、3E001、3E002、3E003、3E991、4D001、4D993、4D994、4E001、4E992、4E993、5D001、5D991、5E001、5E991で指定される米国起源の「技術」又は「ソフトウェア」の「直接製品」である工場又は工場の主要構成要素（米国で製造されたか外国で製造されたかを問わない）によって生産された製品

エンドユーザー範囲：次の①又は②のいずれかの「認識」がある場合には、エンドユーザー範囲に合致します。

①外国産品が、Entity Listの許可要求欄に脚注1の指定のある事業体注）2によって生産、購入もしくは発注される「部品」「コンポーネント」もしくは「装置」に組み込まれるか、又はその「製造」もしくは「開発」において使用されること

②Entity Listの許可要求欄に脚注1の指定のある事業者が、外国産品の取引の当事者（例えば、「買主」「中間荷受人」「最終荷受人」「エンドユーザー」）であること

2022年10月、BISはEntity List FDPルールを改訂し、Entity Listの許可要求欄に脚注4の指定のある28の事業体（いずれも中国の事業体）を対象に、対象製品の範囲を若干広げた注）3ルールを導入しました。現在は、上記のファーウェイ向けのルール（脚注1ルール）と新たなルール（脚注4ルール）が併存しています。新たなルールの内容は以下のとおりです。

外国産品が下記の製品範囲に合致し、かつ、下記のエンドユーザー範囲に合致する場合には、EARの対象となります。

製品範囲：次の①又は②のいずれかです。

①EARの対象であり、かつ、ECCN 3D001、3D991、3E001、3E002、3E003、3E991、4D001、4D993、4D994、4E001、4E992、4E993、5D001、5D002、5D991、5E001、5E002、5E991で指定される「技術」又は「ソフトウェア」の「直接製品」

②ECCN 3D001、3D991、3E001、3E002、3E003、3E991、4D001、4D993、4D994、4E001、4E992、4E993、5D001、5D002、5D991、5E001、5E002、

注）2　Huawei Technologies Co., Ltd.及びその関連会社です。
注）3　暗号化ソフトウェア及び技術（5D002及び5E002）の直接製品も対象に加わりました。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

5E991で指定される米国起源の「技術」又は「ソフトウェア」の「直接製品」である工場又は工場の主要構成要素（米国で製造されたか米国の外で製造されたかを問わない）によって生産された製品

エンドユーザー範囲：次の①又は②のいずれかの「認識」がある場合には、エンドユーザー範囲に合致します。

①外国産品が、Entity Listの許可要求欄に脚注4の指定のある事業者によって生産、購入もしくは発注される「部品」「コンポーネント」もしくは「装置」に組み込まれるか、又はその「製造」もしくは「開発」において使用されること

②Entity Listの許可要求欄に脚注4の指定のある事業者が、外国産品の取引の当事者（例えば、「買主」「中間荷受人」「最終荷受人」「エンドユーザー」）であること

2「先端コンピューティングFDPルール」

2022年10月、「先端コンピューティングFDPルール」（§734.9(h)）が新たに導入されました。内容は以下のとおりです。

外国産品が下記の製品範囲に合致し、かつ、下記の仕向け地範囲に合致する場合には、EARの対象となります。仕向け地範囲が②の場合には中国向けではない外国産品も対象とされることに、注意が必要です。

製品範囲：以下の①又は②のいずれかです。

①外国産品が次の（A）（B）両方の条件を満たす場合には、製品範囲に合致します。

（A） EARの対象であり、かつ、ECCN 3D001、3D991、3E001、3E002、3E003、3E991、4D001、4D090、4D993、4D994、4E001、4E992、4E993、5D001、5D002、5D991、5E001、5E002、5E991で指定されている「技術」又は「ソフトウェア」の「直接製品」であること 、及び

（B）ECCN 3A090、3E001（3A090用）、4A090、4E001（4A090用）に指定されているものであるか、又は、CCL（規制品目リスト）の他の場所で指定された集積回路、コンピュータ、「電子組立品」、「コンポーネント」のうち、ECCN 3A090もしくは4A090の性能パラメータを満たすものであること

②外国産品が次の（A）（B）両方の条件を満たす場合には、製品範囲に合致します。

（A） ECCN 3D001、3D991、3E001、3E002、3E003、3E991、4D001、4D090、4D993、4D994、4E001、4E992、4E993、5D001、5D002、5D991、5E001、5E002、5E991で指定される米国起源の「技術」又は「ソフトウェア」の「直接製品」である米国の外の工場又は工場の主要構成要素（米国で製造されたか米国の外で製造されたかを問わない）によって生産された製品であること、及び

（B） ECCN 3A090、3E001（3A090用）、4A090、4E001（4A090用）に指定されているものであるか、又は、CCLの他の場所で指定された集積回路、コンピュータ、「電子組立品」、「コンポーネント」のうち、ECCN 3A090もしくは4A090の性能パラメータを満たすものであること

仕向け地範囲：次の①又は②のいずれかの「認識」がある場合には、仕向け地範囲に合致します。

①中国を仕向け地とすること、もしくは、中国を仕向け地とする非指定品目（EAR99）である「部品」「コンポーネント」「コンピュータ」「装置」に組み込まれる予定であること

②マスク、集積回路のウエハー、ダイの「製造」のために、中国に本社を置く事業者によって開発された技術であること

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

3 「『スーパーコンピュータ』エンドユースFDPルール」

2022年10月、「『スーパーコンピュータ』エンドユースFDPルール」（§734.9(h)）が新たに導入されました[注)4]。内容は以下のとおりです。

外国産品が下記の製品範囲に合致し、かつ、下記の国・エンドユース範囲に合致する場合には、EARの対象となります。「先端コンピューティングFDPルール」とは異なり、外国製品そのものについてECCNや性能パラメーターの限定は存在せず、ECCNのない製品（EAR99）も含まれます。

製品範囲：次の①又は②のいずれかです。

①外国産品が以下の条件を満たす場合には、製品範囲に合致します。

EARの対象であり、かつ、ECCN 3D001、3D991、3E001、3E002、3E003、3E991、4D001、4D993、4D994、4E001、4E992、4E993、5D001、5D002、5D991、5E001、5E002、5E991で指定されている「技術」又は「ソフトウェア」の「直接製品」であること

②外国産品が以下の条件を満たす場合には、製品範囲に合致します。

ECCN 3D001、3D991、3E001、3E002、3E003、3E991、4D001、4D994、4E001、4E992、4E993、5D001、5D002、5D991、5E001、5E002、5E991で指定される米国起源の「技術」又は「ソフトウェア」の「直接製品」である米国の外の工場又は工場の主要構成要素（米国で製造されたか米国の外で製造されたかを問わない）によって生産された製品であること

国・エンドユース範囲：次の①又は②のいずれかの「認識」がある場合には、国・エンドユース範囲に合致します。

①中国に所在し又は中国に向けられた「スーパーコンピュータ」[注)5]の設計、「開発」、「製造」、操作、据付（現地据付を含む）、保守（点検）、修理、オーバーホール又は改修に使用されること

②中国に所在し又は中国に向けられた「スーパーコンピュータ」に使用される「部品」「コンポーネント」もしくは「装置」に組み込まれ、又はその「開発」もしくは「製造」に使用されること

以上

注)4　新たなエンドユース規制（『スーパーコンピュータ』エンドユース規制）とセットで導入されたものです。

注)5　ここでいう「スーパーコンピュータ」とは、41,600立方フィート以下の空間に収まる、倍精度（64bit）100ペタフロップス以上、又は、単精度（32bit）200ペタフロップス以上の集合最大理論計算性能を持つコンピューティング「システム」を指します。達成方法に関係なく、計算能力を基に判断している点が特徴です。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

【コンプライアンス、ESG】

政府ガイドラインを踏まえた人権デュー・ディリジェンスの実践

大江橋法律事務所 パートナー 弁護士／ニューヨーク州弁護士
澤井 俊之
▶ PROFILE
sawai@ohebashi.com

第1 政府ガイドラインの意義と概要

1 ガイドライン策定の意義

2011年、国連人権理事会において、「ビジネスと人権に関する指導原則：国際連合「保護、尊重及び救済」枠組実施のために」（以下「国連指導原則」という）が全会一致で採択されたことを皮切りに、国際社会では、企業が人権尊重責任を負うことが自覚され、人権が尊重されるバリューチェーンの確立に向けて、規制と実務が相互に影響しあって進展してきました。一方、我が国においては、経済産業省の「サプライチェーンにおける人権尊重のためのガイドライン検討会」での議論を経て、2022年9月13日、ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議より、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（以下「本ガイドライン」という）が公表されました。本ガイドラインはソフトローであり、法的拘束力はありませんが、日本政府が国際スタンダードを踏まえて、企業が人権尊重責任を果たすための具体的な方策を盛り込んだ初めての政府指針であり、今後の我が国の実務のスタンダードになると予想されます。法規範や法的義務ではないとしても、今や人権尊重は、単なる理念を超えて、政府主導の下で企業が組織的に体現するべき責任へと昇華され、したがってコンプライアンスの対象として捉えるべき事象になりつつあるといえます。

2 国連指導原則の意義

本ガイドラインが依拠する国連指導原則も法的拘束力を有しない勧告にとどまりますが、成立以来、企業が「ビジネスと人権」に対して取り組む際の最も基本的かつ重要なグローバルスタンダードとして確立しています。国連指導原則は、31の原則と各原則についてのコメンタリー部分から成り、①人権を保護する国家の義務（第一の柱・同原則1から10）、②人権を尊重する企業の責任（第二の柱・同原則11から24）、及び③救済へのアクセス（第三の柱・同原則25から31）の三本の柱から構成されています。このように、国家に対して人権を保護する義務を負わせつつ（同原則1）、企業も人権を尊重する責任を負う主体として行動することを求めている点に重要な特徴があります（同原則11）。

そして、企業は、人権尊重責任（同原則13）を果たすために、その規模と置かれている状況に適した方針とプロセスを設けるべきであるとされ、具体的には、①人権方針の策定、②人権デュー・ディリジェンス（以下「人権DD」という）の実施、及び③人権への負の影響からの救済メカニズムの構築が求められています（同原則15から22）。また、これらの取組に当たっては、ステークホルダーとの継続的なエンゲージメントを重ねることも求められています（同原則16、18、20、21等）。

今日における企業が関連する人権侵害に対する社会的な関心の高まりや、その裏返しとしての無関心や不作為に伴う経営リスク注)1を踏まえれば、国連指導原則は、本ガイドラインとともに

注)1 本ガイドラインでは、企業が人権尊重への取組を行わない場合の経営リスクの例として、人権侵害を理由とした製品・サービスの不買運動、投資先としての評価の降格、投資候補先からの除外・投資引き揚げの検討対象化等のリスクが挙げられています（本ガイドライン1.2）。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

日本企業が事業活動を行う上で当然に遵守すべき規範として位置付けるべきであると考えられます。

3 本ガイドラインの概要

本ガイドラインは、日本で事業活動を行う全ての企業が、自社やグループ企業のみならず、サプライヤー等の人権尊重の取組に最大限努めるべきであるとして、人権尊重責任を果たすことを求めています（本ガイドライン1.3）。まず、本ガイドラインの対象企業は、日本で事業活動を行う「全ての企業」であって、「企業の規模、業種、活動状況、所有者、組織構成に関係なく」、個人事業主をも含む非常に幅広い概念です（本ガイドライン1.2、1.3）。また、本ガイドラインが求める人権尊重の取組の対象範囲は、「国内外における自社・グループ会社、サプライヤー等（サプライチェーン上の企業及びその他のビジネス上の関係先をいい、直接の取引先に限られない）」とし、「サプライチェーン」とは、「自社の製品・サービスの原材料や資源、設備やソフトウェアの調達・確保等に関係する「上流」と自社の製品・サービスの販売・消費・廃棄等に関係する「下流」を意味する」ものとされています。

そして、企業が尊重すべき「人権」とは国際的に認められた人権をいい、これには、少なくとも国際人権章典で表明されたもの、及び「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」に挙げられた基本的権利に関する原則が含まれるとしています（本ガイドライン2.1.2.1）。ただ、これはあくまでも主要な人権の一部にすぎず、これらの条約が国際人権の全てを網羅しているわけではないため、必要に応じ、その他の国際基準を参照し理解することが求められています注）2 注）3。

その上で、本ガイドラインは、国連指導原則にのっとり、企業に対し、その人権尊重責任を果たすため、ステークホルダー注）4との対話を重ねつつ、①人権方針の策定、②人権DDの実施、及び③人権への負の影響からの救済メカニズムの構築の実施をすることを求めています（同2.1）。このうち、①人権方針は、企業が、その人権尊重責任を果たすという企業によるコミットメント（約束）を企業の内外のステークホルダーに向けて明確に示すものであるとされ、一定の要件注）5を満たすことが求められています（同2.1.1、3、国連指導原則16）。また、③救済とは、人権への負の影響を軽減・回復すること、及び、そのためのプロセスを指し、これを可能にするため、企業は、一定の要件注）6を満たした苦情処理メカニズムを確立するか、又は、業界団体等が設置する苦情処理メカニズムに参加することが求められています（本ガイドライン2.1.3、5.1、国連指導原則28～31）。そして、②人権DDの実施については次に述べます。

注）2　例えば、欧州委員会が2022年2月に発表した、「企業持続可能性デュー・ディリジェンス指令案」では、その別紙において、①国際人権協定上含まれる権利や禁止事項を例示列挙すると同時に、②それらの根拠となる国際人権条約等を列挙しており（Annex Part I）、「ビジネスと人権」において問題となりやすい国際人権を理解する上で参考になります。具体的には、①として、自由権規約1条に基づく土地の天然資源を処分し生活手段を奪われないという人々の権利侵害、世界人権宣言3条に基づく生命と安全に関する権利侵害、世界人権宣言に基づく拷問、残虐、非人道的又は品位を傷つける取扱いの禁止に対する違反等を挙げ、②として、世界人権宣言、自由権規約、社会権規約及びILO中核的労働基準の他、拷問等禁止条約、人種差別撤廃条約、女性差別撤廃条約、子どもの権利条約、障がい者権利条約等を挙げています。

注）3　これに限られるという趣旨ではありませんが、人権に関する主要な国際ルールやフレームワークに照らし、企業が配慮すべき主要な人権及び企業活動に関連する人権に関するリスクの例として、法務省人権擁護局・公益財団法人人権教育啓発推進センター「今企業に求められる「ビジネスと人権」への対応「ビジネスと人権に関する調査研究」報告書（詳細版）」（2021年3月）8～9頁参照。

注）4　「ステークホルダー」とは、企業の活動により影響を受ける又はその可能性のある利害関係者（個人又は集団）を指し、例えば、取引先、自社・グループ会社及び取引先の従業員、労働組合・労働者代表、消費者の他、市民団体等のNGO、業界団体、人権擁護者、周辺住民、先住民族、投資家・株主、国や地方自治体等が考えられます（本ガイドライン2.1.2.3）。

注）5　①企業のトップを含む経営陣で承認されていること、②企業内外の専門的な情報・知見を参照した上で作成されていること、③従業員、取引先、及び企業の事業、製品又はサービスに直接関わる他の関係者に対する人権尊重への企業の期待が明記されていること、④一般に公開されており、全ての従業員、取引先及び他の関係者に向けて社内外にわたり周知されていること、⑤企業全体に人権方針を定着させるために必要な事業方針及び手続に、人権方針が反映されていること。

注）6　①正当性、②利用可能性、③予測可能性、④公平性、⑤透明性、⑥権利適合性、⑦持続的な学習源、⑧対話に基づくこと。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

第2 人権DDの意義と留意点

人権DDとは、企業が、自社等の企業活動に関連する人権への負の影響を特定し、予防・軽減に向けてどのように対処するかを検討するとともに、対応の追跡調査も含めた情報発信を実施するという一連の流れを指します。M&Aのデュー・ディリジェンスのような単発のプロセスではなく、事業状況の変化や新たな人権リスクの発生（新規顧客の獲得や既存顧客の状況の変化等の顧客関係の変化を含む）、内部のモニタリング部門や外部のステークホルダーからのフィードバック等に対応して継続的に実施されるプロセスです（本ガイドライン2.1.2）。そのため、人権DDを効果的に実装するためには、各社が既に備えているリスク・マネジメント・システムに組み込むことが望ましいといえます。

従来の危機管理・コンプライアンスに関する取組との最大の違いは、デュー・ディリジェンスの対象範囲と着眼点の差にあります。従来は、自社にとってどのようなリスクがあるかが検討の主軸であったのに対し、人権DDの場面では、ライツホルダーにとってどのような人権リスクがあるかといった観点からの検討が求められています。そして、ここでのライツホルダーは、自社の役職員に限らず、顧客、サプライヤーそして地域住民等、企業の事業活動に関連するおよそ全てのステークホルダーを指します。また、従来の危機管理・コンプライアンスの枠組みでは、法令違反の有無がそのまま企業責任の有無の判断基準として採用されることが多いといえますが、人権DDの場面では、たとえ各国の適用法令を遵守していたとしても、国際人権法の基準には達しないといった事態が生じ得るため、従来のコンプライアンスの枠組みにおいて既に検証済みである事項についても、さらに踏み込んだ検討・対応が求められる場面があります。本ガイドラインにおいても、ある国の法令やその執行によって国際的に認められた人権が適切に保護されていない場合においては、国際的に認められた人権を可能な限り最大限尊重する方法を追求する必要があるとされています（本ガイドライン2.1.2.1、国連指導原則23）。さらに、人権への負の影響をどのように特定して対処するのかという人権DDのプロセス全体について、取引上の秘密保持義務に配慮しつつ、適切に説明・情報開示することも求められています（本ガイドライン4.4、国連指導原則21）。

第3 人権DDの実施手順

1 人権DDの全体像

人権DDの実施手順として、本ガイドラインは、国連指導原則に基づき、図1（人権DDの実施手順）の4ステップを挙げています。これらの手順は、Step1から4までを一回実施すればそれで完結するという類のものではなく、「説明・情報開示」（Step4）の後は、再び「負の影響の特定・評価」（Step1）に戻り、プロセスの全てにおいてステークホルダーとの継続的な対話を重ねながら、サイクルを回し続けることが求められています[注)7]。具体的な実施手順については、本ガイドラインの他、OECD多国籍企業行動指針を実施するための実務的な手引書であるOECD Due Diligence Guidance for Responsible Business Conduct（2018）[注)8]（以下「OECDガイダンス」という）が、ステップごとに具体的な考慮事項を企業法務の現場目線で紹介しており、Q&Aも含めて詳細で実践的な内容に仕上がっているため、必要に応じて適宜参照することが望ましいといえます。

注)7　日本企業の取組事例を紹介するものとして、法務省人権擁護局・公益財団法人人権教育啓発推進センター「今企業に求められる「ビジネスと人権」への対応「ビジネスと人権に関する調査研究」報告書（詳細版）」（2021年3月）、外務省「「ビジネスと人権」に関する取組事例集～「ビジネスと人権の指導原則」に基づく取組の浸透・定着に向けて～」（2021年9月）、一般社団法人日本経済団体連合会「人権を尊重する経営のためのハンドブック」（2021年12月）等。

注)8　責任ある企業行動のためのOECDデュー・ディリジェンス・ガイダンス」として仮訳も公開されています。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

【図1（人権DDの実施手順）】

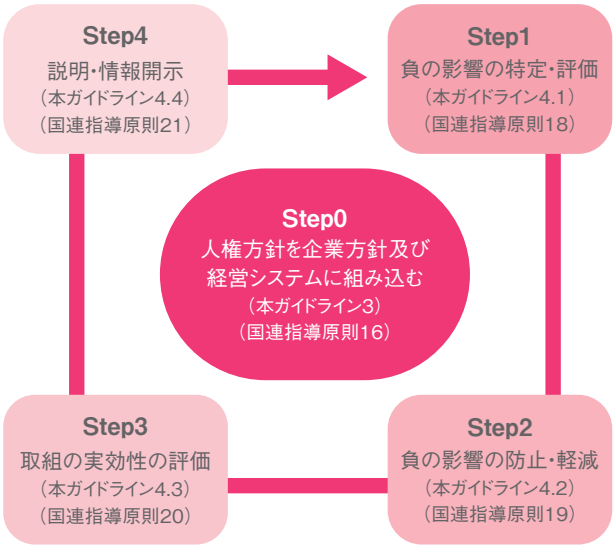

（出典：OECDガイダンス21頁[注)9]の図と本ガイドラインの記載を基に筆者作成）

なお、OECDガイダンスは、本ガイドラインの上記4ステップと若干異なる手順の立て方を採用しており、図1の「負の影響の特定・評価」（Step1）の前段階として、「責任ある企業行動を企業方針及び経営システムに組み込む」というステップを設けています。人権DDの観点からすれば、当該ステップは、企業の各種の取組（従前から行われている従業員に対する差別・ハラスメント防止や英国現代奴隷法等に従った開示を含む）に人権尊重という視点による横串を指し、その取組を全社横断的・継続的に行うためのガバナンス体制の構築として機能するものといえます。そのため、本稿では、国連指導原則16の内容も踏まえ、人権DDの前提となるStep0として「人権方針を企業方針及び経営システムに組み込む」を措くこととします。以下では、それぞれの段階における留意点等を説明します[注)10]。

2 Step 0：人権方針を企業方針及び経営システムに組み込む

(1) 人権方針の策定と各種企業方針・業務運営プロセスの見直し

人権方針の策定については、国連指導原則16や本ガイドライン3において要件や留意点が記載され、また国内でも先例が多く存在することから本稿では詳述は控えます。本稿で強調したいことは、人権方針については、策定するだけでなく、既存の雇用に関する各種規程や方針（ハラスメント・差別防止指針、人材戦略、ダイバーシティ&インクルージョン（D&I）に関する方針等）や責任ある調達に関する方針等の各種規程・指針が、当該人権方針の内容を具体的に反映したものとして整合しているかを改めて検証することの重要性です。その上で、可能な範囲で、各種ツールや業務マニュアル、内部報告、内部リスク管理のプロセス等の既存の業務システムや運営プロセスに、これらの指針に従って人権の視点を組み込んでいくことが必要です。また、人権方針で掲げた理念を実務に反映していくためには、企業の経営システムのみならず、サプライヤーその他のビジネス上の関係先とのエンゲージメント[注)11]の中にも組み込むことが求められます（OECDガイダンス22～24頁）。

(2) ガバナンス体制の構築

このように人権指針を経営システムに効果的に組み込むためには、適切なガバナンス体制を構築することが不可欠です。実際にどのようなガバナンス体制を敷き、部門間の整合をどのように図るかについては、予想される活動の性質、規模、直面する具体的なリスクの性質等、企業固有の特徴によって大きく左右されますが、一般的には、ハイレベルの意思決定を行う組織（例：取締

注)9　以下、OECDガイダンスの頁数を示す際には、日本語仮訳版の頁数を表すものとします。
注)10　OECDガイダンスは、人権DDのプロセスとして、「適切な場合是正措置を行う、又は是正のために協力する」というステップを別途設けていますが、本稿では、「負の影響の防止・軽減」（Step2）において併せて解説します。
注)11　人権DDの文脈において、「エンゲージメント」という言葉がよく用いられますが、これは、企業活動により影響を受ける特定のステークホルダーと企業との間での継続的な対話や連携のことをいいます（日本繊維産業連盟「繊維産業における責任ある企業行動ガイドライン」（2022年7月）13頁）。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

役会及び経営上層部）、コンプライアンスの担当部署（例：法務、コンプライアンス、人事、環境管理及び現場の管理部署）、新規のビジネス上の関係先を決定する事業部署（例：購買、調達、販売の各担当部署等）、製品及び事業の開発や監督を担当する事業組織、製品やサービスの販売及びマーケティングの責任を負う事業ユニット等を含んだ、部門横断的なガバナンス体制を構築するべきであるとされています（OECDガイダンスQ16）注）12 注）13。具体的には、人権尊重やサステナビリティに関する事項を横断的に担う経営会議・サステナビリティ専門部署が、その統括の下で、各種の業務や機能（人事、コンプライアンス、調達等）ごとに、所管部署に責任を割り当てて人権尊重への取組を執行させ、人権方針の観点から各種執行状況を統一的に検証し、これらの取組状況を取りまとめて取締役会等に定期的に報告し、監督を受けるといった役割分担が考えられます。人権DDにおいては、業務や関連するステークホルダーごとに異なる予防軽減策・モニタリングを並行して行うことになることから、常に人権方針に立ち返って統一的に管理できるようなガバナンス体制を構築することが重要です。

3 Step 1：負の影響の特定・評価

「負の影響の特定・評価」とは、企業が関与している、又は関与し得る人権への負の影響を評価することであり（本ガイドライン4.1、国連指導原則18）、換言すれば、自社の事業のどこにどのような人権への負の影響を及ぼすリスクがあるかを広範囲に特定した後、それらのリスクの優先順位等を個別具体的に評価する過程を意味します。具体的には、①リスクが重大な事業領域を特定し、②負の影響の発生過程を特定し、③負の影響と企業との関わり合いを評価し、④主に深刻度により優先的に取り組む事項を特定していくことになります（本ガイドライン4.1.1）注）14。

(1)リスクが重大な事業領域の特定

まず、人権への負の影響が生じる可能性が高く、リスクが重大であると考えられる事業領域を特定することが効率的です（事業領域が限られた企業、特に小規模な企業は、この事業領域の特定を省略することも可能と考えられるとされています（本ガイドライン脚注48）。）。そして、この事業領域の特定に当たっては、セクターのリスク（そのセクターの特徴、活動、製品及び製造工程に起因するものとして、そのセクター内で世界的に広くみられるリスク）、製品・サービスのリスク（特定の製品・サービスの開発又は利用において使われる原材料等又は開発・製造工程に関連するリスク）、地域リスク（セクターのリスクをさらに高めると考えられる特定の国の状況）及び企業固有のリスクを考慮することが考えられます（OECDガイダンスQ20も参照）。

(2)各ステークホルダーにおける人権課題の特定・整理

次に、このようにリスクが重大であると特定した事業領域から、自社の事業内容・工程ごとに、どのようなステークホルダーの関与が想定されるかを調査し、ステークホルダーごとの潜在的な人権への負の影響を具体的に特定・整理していくことになります。例えば、①自社・グループ会社における労務に関する人権課題、②顧客との関係における人権課題、③サプライヤーを通じた人権課題、④事業を行っている工場等の周辺住民などと分類して整理することが考えられます。

注）12　より具体的なデュー・ディリジェンス実施に関連し得る部署及び職能の例に関しては、OECDガイダンス58～59頁の表5を参照。
注）13　なお、ここでいう人権DDを実施するためのガバナンス体制は、従来、役員や従業員の人権意識を高めることを目的として構成されてきた人権啓発推進体制とは異なるものです。
注）14　負の影響の特定・評価のための関連情報の収集方法としては、例えば、ステークホルダーとの対話（例：労働組合・労働者代表、NGO等との協議）、苦情処理メカニズムの利用や、現地取引先の調査（例：労働環境の現地調査、労働者・使用者等へのインタビュー）、書面調査（例：現地取引先に対する質問票の送付、契約書等の内部資料や公開情報の調査）、机上調査（その方法に関しては、OECDガイダンスQ21及び表6（文書資料リスト）を参照）が挙げられます（本ガイドライン4.1.2.3）。その他、ベンチマーク分析や外部有識者からの助言を得ることも考えられます。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

(3)負の影響と企業の関わり合いの評価

次に、企業が負の影響を、①「引き起こす」(原因となる)場合(Cause)、②「助長する」場合(Contribute)、そして③取引関係を通じて事業・製品・サービスと「直接関連する」(直接結びつく)場合(Directly linkl)のいずれに当たるかを評価します。「引き起こす」とは、企業の活動がそれだけで負の影響をもたらすのに十分である場合をいい、「助長する」とは、企業の活動が他の企業の活動と合わさって影響を引き起こす場合や、企業の活動が別の企業に負の影響を引き起こさせ、又は、別の企業が負の影響を引き起こすことを促進し又は動機付ける場合をいいます(OECDガイダンスQ29)。そして、「直接関連する」という場合の関連性の程度は、企業のサービスが、他の企業を介して、負の影響にどの程度影響しているかといった観点から定義されますが、「直接関連している」か否かを判断するに当たり、企業と他の企業が直接の契約関係にあることは決定的な要素ではないとされています(OECDガイダンスQ29、ガイドライン9頁脚注33)。

実務上、ここでいう「助長」と「直接関連」の区別は容易ではありませんが注)15、企業と人権への負の影響の関係性は変わり得るものであり、「直接関連」が「助長」に発展する可能性があるとされています。そのため、「助長」の範囲は広く捉えるとともに、「助長」と「直接関連」へのカテゴライズは流動的なものと理解しておくべきであると考えられます。

(4)優先順位付け

特定された負の影響の全てに直ちに対処することが困難な場合、優先度の高い課題から取り組むことが認められています(本ガイドライン4.1.3.1、OECDガイダンス28頁)。優先順位は、人権への負の影響の深刻度(人権への負の影響の規模、範囲、救済困難度という3つの基準を踏まえて判断する)によって判断する必要があり(本ガイドライン4.1.3.2)、最も深刻な影響又は対応の遅れが是正を不可能とするような影響から対応することが求められます(国連指導原則24)。同等に深刻度の高い潜在的な負の影響が複数存在する場合には、蓋然性の高いものから対応することが合理的であるとされています(本ガイドライン4.1.3.1)。

そして、このような人権リスクの特定・評価の結果に基づき、優先的に対応すべき課題を特定するため、ステークホルダーごとの人権への負の影響が発生する可能性、自社の関わり合いの程度、発生時の深刻度等を軸にとった表を作り、人権リスクをマッピング(スコーピング)していくことも有用です。

なお、このようなスコーピングの結果は定期的に見直すことが求められている他、事業について重要な変更を行う場合や、事業環境の変化が生じ、又は予見されている場合には、新たな情報に基づいてスコーピングを更新することが求められています(OECDガイダンス25頁、本ガイドライン4.1.2.1)。事業における重要な変更の例としては、新たな国での事業又は調達、ビジネス上の関係の再構築又は新たな形態への参加(例えば、合併、買収、新規の顧客や市場)等が考えられます。

例えば、企業がサプライヤーから調達(原料、事務用品、情報システム、外部業務委託等)を行う場合も、そのサプライヤーにおいて過重労働や児童労働が行われている可能性があります。このようなサプライヤーを通じた人権課題を特定・評価するに際しては、新規取引の開始時において外部データを活用してネガティブ情報のスクリーニングを行うことの他、一定のサプライヤーについては、取引期間中においても人権リスクを検知するためにモニタリングを継続し、深刻な人権への負の影響を生じさせている可能性がないかを確認していくことになります。

注)15　本ガイドラインQ13では、(1)他の企業に負の影響を引き起こさせた程度、又は、他の企業が負の影響を引き起こすことを促進し若しくは動機付けた程度(負の影響への寄与の大小)、(2)負の影響又はその可能性について知り得たか、知るべきであったかどうかの程度(予見可能性の度合い)、(3)負の影響を軽減し又はその発生リスクを減少させたかどうかの度合い、などの要素を総合的に考慮して判断するとされています。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

4 Step 2：負の影響の防止・軽減

「負の影響の防止・軽減」の場面では、次の図2（負の影響への対処の方法）のとおり、企業が負の影響を①「引き起こしている」（原因となっている）場合と②「助長している」場合には、実際の影響を是正し、潜在的な影響を停止・防止することが求められます。②「助長」を停止してもなお負の影響が残存する場合は、影響を最大限軽減するよう、関係者に働きかけを行うなど、可能な限り自身の影響力（レバレッジ）を行使することになります。③取引関係を通じて事業やサービスと「直接関連している」（直接結びついている）場合には、状況に応じて、負の影響を引き起こし、又は助長している企業に対して影響力を行使し、若しくは、影響力がない場合には影響力を確保・強化し、又は、支援を行うことにより、その負の影響を防止・軽減するように努めることが求められます（国連指導原則22、本ガイドライン4.2.1）。

【図2（負の影響への対処の方法）】

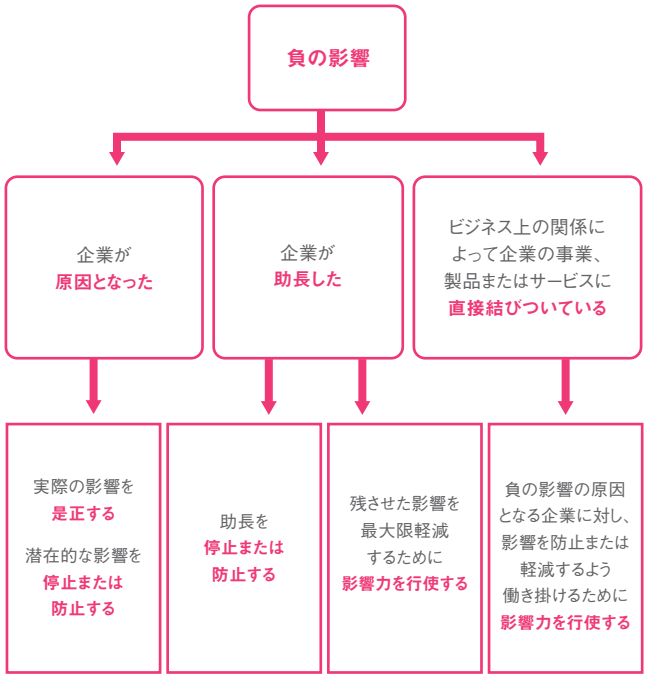

（出典：OECDガイダンスQ30）

例えば、サプライヤーが人権への負の影響を引き起こしている場合、通常、企業は、そのサプライヤーを通じて人権への負の影響に「直接関連している」ため、そのサプライヤーに対して影響力を行使する等して、その負の影響を防止・軽減するように努めることが求められます。具体的には、調達や購買に関する方針・ガイドラインに国連指導原則等に基づく人権尊重のための取組を明記した上で、一定のサプライヤーに対して当該方針等を交付・周知してその理解と協力を求める、さらには、一定のサプライヤーとの契約書において人権尊重を盛り込んだ行動指針への遵守を規定し、契約上の義務とするといった対応も考えられます。そして、人権リスクが検知された場合は、発生事象や現在のサプライヤーの取組状況を確認し、人権への影響の深刻さや取引関係の性質などを考慮しながら、状況改善に向けた働きかけをすることが考えられます。

働きかけに際しては、基本的には、サプライヤーへの期待事項を伝達し、サプライヤーの姿勢や取組状況を把握しながら、改善を促すという継続的なエンゲージメントによって、人権尊重の重要性を相互に共有し、ともに協働していくという姿勢が重要となります。影響力行使の具体的な方法としては、改善計画の期限内の提出・実施の要求、上級管理職の働きかけや取引上のインセンティブ付与、業界団体による連携の取組や政府への働きかけ、研修・設備改善等の支援、取引停止等が考えられます（OECDガイドライン30～31頁）。

なお、本ガイドラインにおいて、取引停止については、人権への負の影響がさらに深刻になる可能性を踏まえ、負の影響の防止や軽減の試みが何度も失敗した場合、負の影響が解消不能な場合、改善する合理的な見込みがない場合等に「最後の手段」として検討され、適切と考えられる場合に限って実施されるべきであるとされています。取引停止と取引継続のいずれの場合も、人権への負の影響の深刻度については考慮されなければならず、一定の責任ある対応が期待されるとされています（本ガイドライン4.2.1.3）。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

5 Step 3：取組の実効性の評価

「取組の実効性の評価」では、企業は、上記Step1とStep2に効果的に対応してきたかどうかを評価し、当該結果に基づいて継続的な改善を進める必要があります（本ガイドライン4.3）。実効性の評価は、適切な質的及び量的な指標[注)16]を設定し、これらの指標に基づき行われるべきとされています（OECDガイダンスQ41、本ガイドライン4.3.1）。また、実効性の評価手続を関連する社内プロセス（内部監査やサプライヤー監査等）に組み込むとともに（本ガイドライン4.3.2）、このような追跡調査の結果得られたフィードバックをもとに、今後の人権DDのプロセス全体及び成果の改善につなげていく必要があります（OECDガイダンス32頁、本ガイドライン4.3.3）。

このような実効性評価を行うには広く情報を集める必要がありますが、その方法としては、各種の評価データ、苦情処理メカニズムから寄せられたデータ、そして社内外のステークホルダーの意見等を活用することが考えられます（OECDガイダンスQ42、本ガイドライン4.3.1）。苦情処理メカニズムについては、国連指導原則31や本ガイドライン5.1において要件や留意点が記載されており、本稿では詳述は控えますが、人権DDの取組から漏れてしまった人権課題を救い上げ、早期に対処することにより問題の深刻化を防ぐという点で貴重な情報源になり得ます。苦情処理メカニズムに加え、NGO等のステークホルダーと継続的な対話を行うことも、人権DDが効果的に運用できているか、不十分な点を改善できているか等を検証するための重要な手段であるといえます。

例えば、サプライヤーとの関係では、一定の頻度でネガティブ情報のスクリーニングを行う等により継続的なモニタリングを行い、必要に応じて、定期的にアンケート等を用いて人権への取組状況の調査を行い、改善計画を求めたサプライヤーについては改善計画に応じた改善状況の確認や支援を行うことも考えられます。

6 Step 4：説明・情報開示

「説明・情報開示」では、企業が講じた上記Step0からStep3の措置について説明・開示することが求められており、その頻度としては、1年に1回以上であることが望ましいとされています（本ガイドライン4.4.2）。

情報の内容や範囲は各企業の判断に委ねられていますが（本ガイドライン4.4）、企業が人権への負の影響の原因となったり助長したりしている場合には、当該影響を受けたライツホルダーがアクセスしやすい方法によって伝えるべきとされています。ここでいうアクセスの容易さは、物理的なアクセスの容易さだけではなく、理解しやすく、かつ意図された受け手が確実に情報を知り、有効に利用できるようなタイミング、書式、言語、場所で開示されることをも意味しています（OECDガイダンスQ46）。また、開示項目としては、人権DDに関する基本的な情報（例えば、人権方針を企業全体に定着させるために講じた措置、特定した重大リスク領域、特定した（優先した）重大な負の影響又はリスク）、優先順位付けの基準、リスクの防止・軽減のための対応に関する情報、実効性評価に関する情報）を開示することが何よりもまず重要です（本ガイドライン4.4.1.1）。これらの開示項目を検討するに当たっては、UN Guiding Principles Reporting Framework with implementation guidance（2015年）（「国連指導原則 報告フレームワーク 実施要領」として日本語訳も公開されています）を参考にすることもできます。

また、「説明・情報開示」の場面においては、各企業のウェブサイトや各種報告書による公への情報発信が注目されやすいところですが、具体的な人権に対する影響を受けたライツホルダーに対しては、別途面談や対話の中で説明や情報開示を行うべきと

注)16　例えば、人権に関する社内外の研修の回数・参加者数、サプライヤーにおける人権問題の発生状況・対応状況、苦情処理メカニズムにおける相談件数・相談内容、サプライヤーにおける改善計画の件数・改善状況等が考えられます。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

されています（OECDガイダンスQ46、本ガイドライン4.4.2）。具体的には、労務問題に関する取組内容を労働組合に共有したり、サプライチェーン上の人権課題に関する取組内容についてNGO等の市民社会と対話の場をもち、そこで取組内容を共有すること等が考えられます。

なお、個別の人権課題に対する具体的な取組内容は、商取引上の秘密保持義務の対象となっている情報や、ライツホルダーのプライバシー等に関するセンシティブ情報を含むことも多いため、特に公に対する情報開示に当たっては、これらの懸念事項に十分配慮することが求められます（OECDガイダンスQ47）。例えば、NGO等の市民社会との対話の中で人権課題への具体的な取組状況を説明する場面において、一部の情報開示ができないと判断する場合には、なぜ情報開示ができないのかといった根拠を具体的に説明できるようにするとともに、情報開示の方法や範囲を工夫して、懸念事項を尊重しながら可能な限りの情報伝達を行うことが期待されています（OECDガイダンスQ47）。

第4 最後に

人権尊重のための取組は日本企業にとって新たな課題であり、これまでのコンプライアンスとは異なるアプローチが必要となります。スモールスタートでも構いませんので、先進事例を参考に、どこまでフィージビリティがあるのかを見極めつつ、今後の目標と現状とのギャップ分析、目標達成までのロードマップ、モニタリングの対象となる指標を明確にし、これらを適切な媒体で開示することにより、人権尊重のための取組を真摯に行っているとの姿勢を示すことがまずは重要と考えられます。

以上

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

【会社法】

株主総会資料の電子提供制度の実務対応

大江橋法律事務所 パートナー 弁護士／ニューヨーク州弁護士
平井 義則
▶ PROFILE
y-hirai@ohebashi.com

第1 はじめに

令和元年会社法改正により導入された株主総会資料の電子提供制度に関する規定が2022年9月1日に施行されました。そして、6か月の経過期間を経て、2023年3月以降に開催される株主総会からいよいよ実際に電子提供制度がスタートすることとなります。

本稿では、株主総会資料の電子提供制度の概要を改めて確認しつつ、2023年株主総会において想定される実務対応上のポイントをご紹介いたします注)1。

第2 株主総会資料の電子提供制度とは

株主総会資料の電子提供制度とは、株主総会資料（狭義の招集通知、株主総会参考書類、事業報告、計算書類等）をホームページ等のウェブサイトに掲載するとともに、株主に対してそのウェブサイトのアドレスを書面で通知することによって（「アクセス通知」と呼ばれます。）、株主総会資料の書面での提供を不要とする制度です。

改正前の会社法のもとでも、株主総会資料を電磁的に提供することは可能でしたが、個別の株主の同意が必要とされ、多数の株主が存在する上場会社では現実的な選択肢ではありませんでした。また、従前よりいわゆるウェブ開示が認められていますが、ウェブ開示の対象となるのは株主総会資料の一部に限定されており、ウェブ開示を採用したとしても、株主総会資料は原則として書面で提供する必要がある点は変わりありません。

株主総会資料の電子提供制度は、このような会社法のルールの原則と例外を逆転させるものです。これにより印刷や郵送の時間を削減し、株主に対して早期に充実した株主総会資料を提供し、株主の議案の検討時間を十分に確保することが期待されています。会社法上は電子提供制度の採否は任意とされていますが、株主のために議案の検討時間を確保するという制度の目的に鑑み、上場会社は電子提供制度の利用が義務付けられています（社債、株式等の振替に関する法律159条の2）。

第3 2023年株主総会における実務対応と留意点

1 電子提供措置に関する留意点

(1) 電子提供措置とは

電子提供措置とは、会社がインターネット上のウェブサイトに株主総会参考書類等注)2の内容をアップロードする措置のことをいいます（法325条の2柱書括弧書）。また、電子提供措置の要件として、株主がプリントアウトできるものでなければならないと

注)1 本稿では、会社法を「法」、会社法施行規則を「施規」と表記して条文を引用することがあります。

注)2 株主総会参考書類、議決権行使書面、計算書類及び事業報告、連結計算書類のことをいい（法325条の2柱書括弧書）、電子提供措置がとられなければ株主総会の招集に際して書面で交付する必要のある書類です（法301条1項、302条2項、法437条、法444条6項）。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

されており（施規95条の2、222条1項1号ロ、同条2項）、典型的にはPDFファイルをウェブサイトにアップロードすることになると想定されます。

電子提供措置事項[注)3]を掲載するウェブサイトの数は制限されておらず、自社によるウェブサイトである必要もありません。東京証券取引所のウェブサイト「東証上場会社情報サービス」（以下「東証ウェブサイト」といいます。）を電子提供措置をとるウェブサイトとして指定することも可能です[注)4]。そのため、後述4（2）のとおり、電子提供措置の中断への対応策として、自社のウェブサイトに加えて、東証ウェブサイトを電子提供措置のためのウェブサイトとして指定する会社が多くなると予想されます[注)5]。

（2）電子提供措置期間と電子提供措置の開始のタイミング

電子提供措置は、株主総会の日の3週間前の日又は招集通知（アクセス通知）の発出日のいずれか早い日から開始し[注)6]、株主総会の日後3か月を経過する日までの間継続しなければならないとされています（325条の3第1項）。

実務的な留意点として、アクセス通知を株主総会の日の3週間前の日に先立ち送付する際は、当該発出の日が電子提供措置の開始日となり、その日の午前零時までに電子提供措置を開始しておく必要があると解されている点があります。アクセス通知の発送は日中に行われることになりますが、電子提供措置は、当該発出の日の午前零時に開始しておく必要があると解されますので、遅くともアクセス通知の発出日の前日の日中にはウェブサイトへの掲載を開始しておくことが必要となります。

また、東証ウェブサイトを利用する場合には、事前にTDnetへの登録が必要となりますが、東京証券取引所によると、株主総会資料が東証ウェブサイトに掲載されるタイミングは、会社が指定する公表日の午前1時頃になるとされていますので[注)7]、当該掲載日は、電子提供措置期間の計算に際して1日としてカウントできないと考えられます。東証ウェブサイトも電子提供措置として利用する以上は、法定の開始期限までに掲載が開始されているべきですので、TDnetへの登録の際には指定する公表日は想定の日より1日前倒しすべきことになる点に留意が必要です。

2 アクセス通知に関する実務対応

（1）アクセス通知への記載事項

電子提供措置をとる場合であっても、株主総会の2週間前までに狭義の招集通知を書面で発送する必要があり（法325条の4第2項、299条1項）、電子提供制度のもと、かかる通知は「アクセス通知」と呼ばれています。アクセス通知の記載事項は以下のとおりです（法325条の4第2項、施規95条の3第1項）。

① 株主総会の日時及び場所
② 株主総会の目的事項
③ 書面による議決権行使を認めるときは、その旨
④ 電磁的方法による議決権行使を認めるときは、その旨
⑤ 電子提供措置をとっている旨又はEDINET特例[注)8]を利用している旨
⑥ 電子提供措置をとっているウェブサイトのURL等

注)3　電子提供措置の対象としなければならない情報であり、法325条の3第1項各号に掲げる事項をいいます（法325条の5第1項）。
注)4　東京証券取引所「株主総会資料の電子提供措置における東証ウェブサイト利用時の留意点」。
注)5　全株懇の招集通知モデル（2022年10月21日全国株懇理事会決定）でも自社のウェブサイトに加えて東証ウェブサイトが指定されています。
注)6　さらに、上場会社は、株主総会の3週間前よりも早期に電子提供措置を開始するよう努めることが求められています（有価証券上場規程施行規則437条3号）。
注)7　脚注4「株主総会資料の電子提供措置における東証ウェブサイト利用時の留意点」
注)8　電子提供措置開始日までに議決権行使書を除く電子提供措置事項を記載した有価証券報告書をEDINETを通じて提出した場合には、電子提供措置をとることを要しないとする特例が定められています（法325条の3第3項）が、実務的には、電子提供措置開始日までに有価証券報告書を提出することは極めて困難と思われます。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

また、書面交付請求を行った株主に対して電子提供措置事項が記載された書面を交付したのち（後述3参照）、電子提供措置事項に修正が生じた場合、修正後の事項についてウェブ修正の方法により周知する旨を招集通知と併せて通知している場合は、書面交付請求を行った株主に対して、修正を反映した書面を交付することは必要ないと解されています[注)9]。そのため、アクセス通知には、従前の招集通知と同様にウェブ修正に関する案内も記載しておくことが通例となると考えられます。

(2)アクセス通知とともに任意に送付する書面

このとおりアクセス通知に記載すべき事項は非常に限定的ですが、法定の事項が記載された書面のみを送付すると、必要な情報が書面で提供されないことから、とりわけ個人株主に関して議決権行使比率が低下するなどの混乱が生じることが懸念されています。そこで、アクセス通知とともに任意の書面を郵送するかどうか、その場合の書面の内容をどのようにするかが重要な検討事項の一つとなっています。選択肢としては、法定のアクセス通知のみを送付する、従前の招集通知と同様に株主総会資料一式を送付する（「フルセット・デリバリー」と言われています。）ほか、電子提供措置事項のうち株主の関心の高い情報のみ記載したサマリー資料を作成し送付する、議決権行使比率の低下を防ぐ観点から株主総会参考書類のみを送付するなどが考えられます。電子提供制度が導入された法改正の趣旨からは、書面で交付すべき資料は削減することがあるべき姿と言えますが、個人株主を中心に書面を求める声は根強くあり、2023年の株主総会についてはフルセット・デリバリーを続ける会社が約5割にのぼるという調査結果も報道されています[注)10]。こうした他社の動向も踏まえ、今後、フルセット・デリバリーを採用することを決定する会社がより増えてくることも予想されますが、後述5（3）のとおり、書面による資料の提供には反対の意見もあります。電子提供制度の開始初年度である2023年株主総会に関してはフルセット・デリバリーを採用した会社であっても、2024年以降の株主総会においては方針を変更する可能性も見込まれますので、今後の実務動向には注視を継続することが必要となります。

3 書面交付請求への対応

(1)書面交付請求とは

インターネットの利用が困難な株主の利益の保護のため、会社に対して、電子提供措置事項が記載された書面（以下「電子提供措置事項記載書面」といいます。）を交付することを請求できる書面交付請求の制度が用意されています（法325条の5第1項）。書面の交付を希望する株主は、株主総会の基準日までに請求することが必要ですが（同条2項）、一度行った書面交付請求はその後の全ての株主総会との関係で有効です。会社は、書面交付請求を行った株主に対して、アクセス通知の送付の際に、電子提供措置事項記載書面を交付しなければなりません。

(2)電子提供措置事項記載書面の範囲の検討

電子提供措置事項記載書面には、電子提供措置事項の全てを記載することが原則ですが、定款の定めがある場合[注)11]、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、記載を省略することが可能です（法325条の5第3項）。電子提供措置事項記載書面から省略できる範囲は、会社法施行規則95条の4で規定されていますが、現在、省略可能な範囲を拡大する方向での改正が予定されています[注)12]。法務省

注)9　竹林俊憲「一問一答　令和元年改正会社法」（商事法務、2020年）30頁。
注)10　日本経済新聞電子版2022年11月29日「株主総会の招集通知、5割が「完全版」の郵送継続」
注)11　2022年の株主総会において、多くの会社が、全株懇の定款モデル（2021年10月22日全株懇理事会決定）を参考に書面交付請求を行った株主に対して交付する書面から省略を認める定款規定を設けています。
注)12　「会社法施行規則等の一部を改正する省令案」が、2022年10月7日から同年11月7日の期間でパブリック・コメント手続きに付されました。本稿脱稿時点で結果は公表されていません。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

による施行規則の改正案が予定どおり施行されると、コロナ禍でのウェブ開示の特例と同様、①貸借対照表、損益計算書並びにこれらの監査報告及び会計監査報告、②連結貸借対照表及び損益計算書の省略が可能となり、単体及び連結のいずれについても計算書類の全てを電子提供措置事項記載書面から省略可能となることに加え、③事業報告の省略可能な範囲も拡大されます注)13。

各社においては、電子提供措置事項記載書面から記載を省略するかどうか、省略する場合にはどの範囲で省略するかの検討が必要となります。その際の1つの視点としては、電子提供措置事項記載書面からの省略の規律は、基本的にウェブ開示の規律と平仄を合わせられているため、従前、ウェブ開示の対象としていた事項は、電子提供措置事項記載書面の対象からも除外するという対応が考えられます。他方、電子提供措置事項記載書面は、書面交付請求を行った株主に対してのみ送付するものであるため、書面交付請求を行う株主が限定的である場合には、あえて一部を省略する手間をかけることなく、電子提供措置事項の全てを印刷して交付するという対応も考えられるところです。また、フルセット・デリバリーを行う会社においては、書面交付請求を行ったか否かにかかわらず株主総会資料の一式を送付することになるため、別途の検討は不要ということになります。

電子提供措置事項のうち株主総会参考書類に記載すべき事項を電子提供措置事項記載書面から省略する場合には、取締役会における株主総会の招集決議の際の追加的な決議事項となるため（法298条1項5号、施規63条3号ト）、留意が必要です。

(3)任意の提供要請への対応

書面交付請求は基準日までに行使することが必要とされていますので注)14、書面交付請求が基準日後に到達しても、当該年度の株主総会資料を書面で交付する必要はなく、翌年度以降の株主総会との関係で書面交付請求を受けたものとして取り扱えば足ります。もっとも、2023年株主総会に関しては、株主の制度への理解の浸透が不十分である可能性を考慮し、基準日後の書面交付請求に対しても、会社が任意に株主総会資料を提供することは可能です。かかる取扱いを採用する場合は、株主平等原則の関係から、要請のあった株主全員に提供することが望ましいため、場当たり的な対応になることがないよう事前に方針を決めておくことが好ましいでしょう。

(4)書面交付を終了する旨の通知及び催告

上記（1）のとおり、書面交付請求は、一度行われるとその後の全ての株主総会との関係で効力が維持されることから、書面交付請求が不必要に累積していくことが懸念されます。そのため、株主が書面交付請求をした日から1年を経過したときは、会社は、書面交付請求をした株主に対し、書面の交付を終了する旨を通知し、異議があれば1か月以上の一定期間内に異議を述べるよう催告できることとされています（法325条の5第4項、第5項）。

書面交付請求は電子提供制度の施行日である2022年9月1日より可能となっているため、このような通知・催告が実施できるようになるのは、早くても2023年9月1日以降です。そのため、2023年の3月総会や6月総会との関係では検討は必要ありませんが、2024年の株主総会との関係では、上記通知・催告が実施可能となることから、実務動向がどのようなものになるかに

注)13　法務省令の改正後も省略できない事業報告の内容としては、①重要な資金調達、設備投資、組織再編等に関する事項（施規120条1項5号）、②重要な親会社、子会社の状況（同項7号）、③会社役員の氏名（同121条1号）、④会社役員の地位及び担当（同条2号）、会社役員の報酬等に関する事項（同条4号から6号の3）があります。

注)14　加えて、全株懇の株式取扱規程モデル（2022年4月8日全株懇理事会決定）を踏まえ、株式取扱規程において書面交付請求の方法を書面に限定していることが多いと思われます。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

ついて注視が必要となります。ただし、書面交付請求を行っていない株主に対しても任意に書面を交付する会社が多数である状況に鑑みると、終了通知・異議催告通知を速やかに実施する会社は限定的となる可能性が見込まれます。

4 電子提供措置の中断とその備え

(1) 電子提供措置の中断とは

電子提供措置はウェブサイトへの掲載という方法で行われるため、通信障害により株主総会資料の閲覧ができなくなる事態やハッキングにより資料が改ざんされる事態が生じる可能性があります。このような事態は電子提供措置の「中断」といい（法325条の6柱書括弧書）、株主総会の日までの期間中に中断が生じた場合には、一定の要件を充足した場合の救済措置の適用が受けられない限り、株主総会決議の決議取消事由となる可能性があるため、十分な準備が必要です。

(2) 電子提供措置の中断への備え

電子提供措置の中断について救済を受けるためには、中断の時間が一定の範囲内である必要があります（法325条の6第2号、第3号）。そのため、電子提供措置の中断への備えとして、まず、電子提供措置が継続していることを記録化する準備が重要です。自社においてサーバーのログをとるようシステム部門と連携したり、電子公告調査機関による任意調査のサービスを利用するなどの選択肢が考えられます。

また、救済の要件の一つとして、中断が生じたことを知った後速やかにその旨、中断が生じた時間及び中断の内容について追加的な電子提供措置をとることも必要とされています（法325条の6第4号）。事前準備がないと、万一中断が生じた場合に混乱する可能性がありますので、中断が生じた場合に備え、追加的な電子提供措置のためにどのような書面を作成するのか事前に把握しておくことが好ましいでしょう[注)15]。

電子提供措置をとる一つのウェブサイトで閲覧ができない事態となったとしても、その他のウェブサイトで閲覧が可能であれば、電子提供措置の中断は生じていないと扱われます。そのため、複数のウェブサイトで電子提供措置をとることが好ましく、自社サイトのほか、東証ウェブサイトを活用する会社が多くなると思われます。

その他、電子提供措置期間中にホームページのメンテナンスや更新を行った結果、アクセス通知に記載したURLやアクセス手順で電子提供措置事項が掲載されたウェブページに到達できなくなるという事態が発生しないよう、関連部署への周知も必要です。

5 株主総会の当日の対応と株主への周知

(1) 書面の配布

株主総会の当日の対応に関する検討点として、株主総会の受付において、電子提供措置事項が記載された書面を配布又は備置するかどうかという点があります。従前から、株主総会の受付において、ウェブ開示の対象とした事項を印刷した書類を用意する例は多数あり、電子提供制度が適用された株主総会においても、来場した株主には電子提供措置事項を印刷した書面を用意し、議事進行中に手許で確認してもらうという運用を採用することが考えられます。

(2) シナリオの見直し

また、株主に対して交付する書面に応じて、シナリオの見直しの要否を検討する必要があります。従前から、株主総会のシナリオでは、「お手許の招集ご通知〇頁に記載のとおり」という表現が使われることが多いところ、招集通知の送付に際してアクセス

注)15　東京株式懇話会「電子提供制度の実務対応」95頁において、追加的な電子提供措置の記載例が紹介されており参考になります。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

通知やサマリー資料のみを送付するという方針にした場合、株主の手許にある資料と説明内容が対応しているとは限らないため、「当社ウェブサイト記載のとおり…」や「前方スクリーンのとおり…」といった表現への変更が必要となります。

他方、フルセット・デリバリーを行う場合や受付で電子提供措置事項を印刷した書面を交付する場合には、従前どおりのシナリオで対応できることが多いと思われます。

(3) 想定問答

株主総会当日は、株主から電子提供制度に関して質問が行われることも予想されます。想定問答を準備するにあたっての留意点は、書面の交付については賛成と反対の両方の考えがあるという点です。仮に、アクセス通知のみを送付するという対応をとる場合、書面の交付を望む株主からは、「他社では任意に書面を交付している例も多いのに、なぜ当社は配布しなかったのか」といった質問がなされる可能性があります。他方、株主の便宜を重視しフルセット・デリバリーを採用した場合には、「法改正の趣旨やデジタル化の時代の流れに逆行する」という意見や、自社のサステナビリティの方針との矛盾を問う質問がなされる可能性も否定できません。想定問答の作成にあたって、自社が採用した立場とその論拠をきちんと説明できるよう準備しておくことが肝要です。

(4) 株主への周知活動の継続

仮に、株主の混乱防止などの観点からフルセット・デリバリーの対応を採用した会社であっても、電子提供制度が導入された趣旨に鑑みれば、書面を希望する株主は書面交付請求を行うべきであって、株主に対して一律に交付する書面は削減すべきと言えます。そのためには、現時点ではまだまだ十分とは言えない電子提供制度に関する株主への周知をより一層高めていくための取組みが必要です。2022年株主総会に際して電子提供制度に関する案内文を招集通知や決議通知に同封する取組みを実施済みの会社も多いところですが、2023年株主総会についても同様の取組みを行う、株主総会の会場でも制度の説明を行う、自社ホームページでも案内を掲載するなどの周知活動を継続し、電子提供制度への円滑な移行を進めていくための準備が必要と考えられます。

以上

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

【事業再生】

中小企業活性化協議会による再生支援の概説

大江橋法律事務所　弁護士
庄崎 裕太
▶ PROFILE
shozaki@ohebashi.com

第1 はじめに

令和4年3月4日付けで、経済産業省は金融庁・財務省とともに「中小企業活性化パッケージ」を策定・公表し、同パッケージに基づき、同年4月1日より、中小企業再生支援協議会と経営改善支援センターを統合し、中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジを一元的に支援する「中小企業活性化協議会」を設置しました。

これは、日本の企業数の99.7%、雇用の7割を占める中小企業について、コロナ禍の長期化等により増大する債務に苦しむ状態が長く続いているという現状を踏まえ、事業者のフェーズ（収益力改善フェーズ・事業再生フェーズ・再チャレンジフェーズ）に応じたきめ細やかな支援を措置するとともに、描くフェーズを一元的に支援する支援体制を構築することを目的とするものです。

中小企業活性化協議会が行っている再生支援は①窓口相談と、②具体的な再生支援とに大きく分かれます。②具体的な再生支援は下図のとおりです。本稿では、①窓口相談、②具体的な再生支援のうち中小企業活性化協議会自身による支援の概要についてご説明いたします注)1。

	中小企業活性化協議会による支援	認定経営革新等支援機関等を活用
収益力改善フェーズ	収益力改善支援	早期経営改善計画施策支援
再生フェーズ	プレ再生支援	経営改善計画策定支援
	再生支援	
再チャレンジフェーズ	再チャレンジ支援	

※本稿でご説明する部分

注)1　筆者は、平成30年9月から令和3年6月まで、東京都中小企業再生支援協議会（当時名称）の常勤サブマネージャーとして勤務（出向）しておりました。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

第2 中小企業活性化協議会の概要

中小企業活性化協議会（以下「協議会」といいます。）とは、産業競争力強化法に基づき47都道府県に設置されている公的機関で、各都道府県の商工会議所等が運営しています。協議会は、「中小企業の駆け込み寺」として、幅広く中小企業の相談に対応し、金融機関、民間の専門家、各種支援機関と連携し、あらゆるフェーズの中小企業への支援を行っています。

協議会には、統括責任者であるプロジェクトマネージャーのほか、プロジェクトマネージャーを補佐する複数のサブマネージャーが配置されています。これらのスタッフは、地元の地方銀行をはじめとする金融機関出身者や、弁護士・公認会計士・税理士・中小企業診断士等の士業の方が務めています。

協議会の再生支援を受けるメリットとしては、①上記の経歴を持ったスタッフによる窓口相談や収益力改善支援を原則無料で受けることができること、②収益力改善支援・プレ再生支援・再生支援においては協議会が公正中立な立場として金融調整のサポートを受けることができること、③収益力改善支援・プレ再生支援・再生支援において協議会が委嘱した専門家アドバイザーの費用について一部補助を受けることができること等が挙げられます。

第3 窓口相談

窓口相談は「第一次対応」とも呼ばれるもので、「中小企業の駆け込み寺」として、中小企業から幅広い相談を実施するものです。注）2

窓口相談では、中小企業の経営者の方等にお持ちいただいた下記のような資料を見ながら、協議会のスタッフが1回あたり1～2時間程度かけて相談に乗ります。中小企業の悩みは、例えば、「売上が落ちて資金繰りに不安がある」、「税金や社会保険料等の滞納が発生してしまった」、「金融機関への借入の返済が厳しくなってきた」、「金融機関から事業計画を出すように言われているがどうしたらよいかわからない」、「自分自身が高齢となり事業承継を考えているが、借入金が多く引き継ぎ先がいない」等、様々なものがあると思われます。また、新型コロナウイルス感染症が拡大した現状においては、これらの悩みに加え、「新型コロナウイルス感染症の影響や生活様式の変化により既存の事業では売上・利益を確保できない。今後、どのような時間軸でどのような判断をしていけばよいか」、「ここ数年は様々な助成金を受けて何とか資金繰りを維持していたが、今後の資金繰りに不安がある」、「社会保険料等について延納のお願いを続けていたところ、かなり残高が多くなってしまっている」といった悩みもあろうかと思います。このような悩みについて、協議会のスタッフがアドバイスを行ってくれます。

この窓口相談は、何度でも無料であるという点と、協議会のスタッフが守秘義務を負っているという点が主な特徴です。相談企業自身で協議会の存在を発見するケース、金融機関や取引先、商工会議所等から協議会の紹介を経て窓口相談を申し込むケース等、相談に至る経緯は様々ですが、どの場合でも、何度でも無料です。また、相談内容は協議会等（協議会のほか中小企業活性化全国本部・中小企業庁等）を除いて共有されることはありません。例えば、商工会議所内に協議会が設置されている場合でも、協議会を除く部署に相談内容が勝手に共有されることもありません。したがって、窓口相談は手軽に利用しやすいものになっているといえます。

■ 持参資料の例 ■

- 決算書　•勘定科目明細 直近3期分
- 直近の試算表　•資金操り表　•金融機関借入一覧表
- 会社概要　等

注）2　全国各地の協議会の連絡先
https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/saisei/download/contact_list.pdf

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

第4 協議会自身による支援スキーム

1 第二次対応の概要

窓口相談を受けた相談企業のうち、協議会が収益力改善支援、プレ再生支援又は再生支援を行うことが適当と判断した場合は、相談企業の承諾やメイン金融機関等の意向を踏まえ、これらの支援を開始することになります。これがいわゆる「第二次対応」と呼ばれるものです。

これらの支援スキームで作成される計画は、収益力改善支援の一部を除いて金融支援を含みます。第二次対応においては、この金融支援を含む再生計画を作成し、すべての金融機関から再生計画に同意をしてもらい、金融支援を受けることになります。

金融支援の方法は、借入金の一部について債権放棄を受けること、資本的借入金への借り換え（いわゆるDDS）・資本性ローンの導入、リスケジュール等と様々ですが、主な方法は、①第二会社方式を利用した債権放棄と②リスケジュールです。

第二会社方式を利用した債権放棄とは、一般的には、会社の事業・財務の毀損が比較的大きい場合に用いられる手法です。一言で述べると、事業譲渡や会社分割によって、収益性のある事業を切り離して新会社に承継させ、借入金の一部を旧会社に残して、旧会社を清算させるものです。旧会社に残った借入金は特別清算等で最終的に免除されます。この場合、金融機関からの債権放棄を受けるために、経営者等が個人で負っている保証債務についても整理が必要となりますので、「経営者保証に関するガイドライン」に基づく保証債務整理計画を合わせて計画の中に盛り込み、金融機関から同意を得ることが一般的です。

リスケジュールとは、会社の実態の収益力に合わせて、借入金の返済条件を見直すものです。これは、第二会社方式を利用した債権放棄とは異なり、収益力改善支援やプレ再生支援でも用いられる手法で、会社分割や事業譲渡を伴わないものです。債権放棄を受けるわけでもないので、保証債務の整理も不要です。リスケジュールの一般的な内容は、まずは事業計画を作成して年間のフリーキャッシュフロー額を算出し、その一定割合を借入金の残高で按分して各金融機関への返済を行うというものです。会社の状況によってもバリエーションがあるところで、例えば、手元の運転資金がギリギリの企業の場合は1年目の元本返済を行わない計画とすることや、必要不可欠な設備投資が予定されている場合はその点の資金を考慮する計画とすることもあります。

前述のとおり、これらの金融支援を盛り込んだ再生計画については、すべての金融機関から同意を得ることが必要となります。協議会は必要に応じてバンクミーティングを開催する等して、金融機関との調整のサポートを行います。協議会のスタッフは地元の地方銀行をはじめとする金融機関出身者や士業の専門家で構成されており、金融機関との調整を多数経験しておりますので、金融機関との調整がよりスムーズに進むことが多いと思われます。

以上が第二次対応の概要です。次項からは第二次対応のそれぞれのスキームについて簡単に説明します。

2 収益力改善支援

収益力改善支援とは、事業環境や社会環境の変化等に十分に対応できない事象が生じる等して、収益力の低下、過剰債務等による財務内容の悪化、資金繰りの悪化等が生じるおそれがある中小企業を対象とするものです。

収益力改善支援では、協議会のサブマネージャーの助言や策定支援のもとで、相談企業自身がアクションプランと簡易な収支・資金繰り計画を策定するものです。下記のプレ再生支援・再生支援と異なり、原則として外部専門家に策定支援を委嘱しないこととなっており、その場合の費用は無料であることが特徴です。計画を作成する過程では、協議会のサブマネージャーと一緒に、

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

現状の経営の課題とその克服のためのアクションプランを整理して検討することになりますので、相談企業の経営者の方にとっては、客観的に足元の状況を見つめなおし、また将来の業績の見通しについても数値として把握できる良い機会になるとも考えられます。また、金融機関に計画案を提出することで、金融機関との関係性もより良くなるものと思われます。

収益力改善支援では、金融支援を要請するケースと要請しないケースの双方が想定されています。金融支援を要請しない場合は、計画期間を1～3年とする計画を策定することとされています。他方、金融支援を要請する場合の金融支援は1年間のリスケジュールのみが想定されています。

このように、収益力改善支援は、原則無料で協議会のサブマネージャーの支援を受けられますので、窓口相談と同様に非常に使いやすい制度といえます。「ウチはまだ大丈夫」、「ウチのことは社長の自分が一番よく知っている」、「銀行には毎年決算書を出しているし今まで何もいわれたことはない」と考えていらっしゃる経営者の方にとってもご利用を検討いただきやすく、経営に少し困っていそうな取引先や知り合いの経営者の方にも勧めやすい制度といえるでしょう。

3 プレ再生支援・再生支援

プレ再生支援・再生支援とは、収益力の低下、過剰債務等による財務内容の悪化、資金繰りの悪化等が生じることで経営困難な状況に陥っており、自助努力のみによる事業再生が困難な中小企業注)3を対象とするものです。

プレ再生支援・再生支援では、収益力改善支援とは異なり、協議会が外部の専門家（公認会計士、中小企業診断士、コンサルタント、弁護士（金融支援が債権放棄の場合のみ））を選定し、当該外部専門家が財務や事業のデュー・デリジェンスを実施して企業の実態を把握し、その上で事業計画を作成し、前述の金融支援の依頼と合わせた再生計画を作成します。このように外部専門家の作業が発生するため、当該専門家費用が必要になりますが、協議会からその一部の補助を受けることができます。

このような手続の流れは、プレ再生支援と再生支援とで大きくは異なりませんが、再生支援では、第二会社方式を利用した債権放棄の計画と、リスケジュールのうち「中小企業活性化協議会実施基本要領・別冊2 再生支援実施要領」に定める数値基準注)4 注)5を充足する計画を策定します。

これに対し、プレ再生支援とは、以前は「暫定リスケ計画」と呼称されていたもので、上記数値基準を満たす再生計画を策定することが困難な場合に、3事業年度を限度とする暫定的なリスケジュール計画を策定するものです。プレ事業再生の目的は、単に借入金の返済を止めて会社の方向性を決める決断を先延ばしにするというものではなく、本格的な事業再生に向けて相談企業の事業改善を図る最後の機会で、金融機関にとっても本格的な事業再生を目指す相談企業と対話を深める最後の期間というものです。そのため、プレ再生支援の計画期間が終わった後は、再生支援に定める金融支援を内容とする再生計画の策定支援を行うこととされており、再度、プレ事業再生に定める暫定的なリスケジュールを内容とする再生計画の策定支援は行わないものとされています。

注)3　産業競争力強化法第2条22項に定義される「中小企業者」のほか、常時使用する従業員が300人以下の医療法人。また、ほかの要件については、再生支援実施要領2.（1）参照

注)4　（1）再生計画成立後最初に到来する事業年度開始の日から5年以内を目処に実質的な債務超過を解消すること、（2）再生計画成立後最初に到来する事業年度開始の日から概ね3年以内を目処に経常黒字となること、（3）再生計画の終了年度（実質債務超過解消年度）における有利子負債の対キャッシュフロー比率が概ね10倍以下となること（当該再生支援実施要領2.（5）②～④）

注)5　小規模事業者（中小企業基本法第2条5項に定義される「小規模企業者」や、「売上1億円未満かつ有利子負債1億円未満」に該当する事業者）の場合は、（1）再生計画成立後2事業年度目から、3事業年度継続して営業キャッシュフローがプラスになること、（2）相談企業が事業継続を行うことが、相談企業の経営者等の生活の確保において有益なものであることでも可能とされている。（同2.（5）⑩）

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

4 再チャレンジ支援

再チャレンジ支援とは、収益力改善や事業再生等が極めて困難な中小企業者や保証債務に悩む経営者等を対象にした、債務整理に向けた助言・弁護士等の外部専門家の紹介や、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」等を活用した円滑な廃業に向けてのサポート、「経営者保証に関するガイドライン」等を活用した経営者等の再スタートのための支援とされています。簡単に述べると、協議会が、経営者や保証人の悩みに寄り添いながら、法人の円滑な廃業と経営者等の再スタートに向けた最善の方法を模索し、助言とサポートをするというものです。

法人を円滑に廃業するにあたっては、従業員の給料の遅配を避けつつ転職のための時間的・金銭的な余裕を持たせることや、買掛金の支払遅滞を増大させないようにして連鎖倒産を防ぐといったことも必要となります。また、経営者の個人資産を必要以上に会社の資金繰りに投入し尽すことや、消費者金融等から個人で多額の借り入れをしてしまうことは、再スタートの障害になってしまいますので、こういった事態を防ぐ必要があります。再チャレンジ支援では、協議会が、これらの観点から助言を行い、また、必要に応じて弁護士等の外部専門家の紹介を行います。

現在は、法人を廃業する場合であっても、経営者自身が破産することなく、「経営者保証に関するガイドライン」を用いて保証債務の整理をすることができる場合があります。この「経営者保証に関するガイドライン」についても、協議会では「経営者保証に関するガイドラインの単独型」の手続として、保証債務整理のための弁済計画策定支援という枠組みがあります。この手続では、協議会の専門家アドバイザー弁護士が、保証人・保証人の支援専門家（代理人）が策定した保証債務の整理・弁済計画案について、当該計画案が合理的なものであることについての調査報告書を作成し、協議会が金融調整の支援を行います。

第5 おわりに

協議会の事業の概要は以上のとおりですが、この点に関し、令和4年9月8日に、金融庁・財務省「中小企業活性化パッケージNEXT」を策定・公表しました。この中では、「中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジの総合的支援の更なる加速」が含まれており、具体的には、中小企業基盤整備機構が出資する再生ファンドの組成の促進や、再生系サービサーを活用した支援スキームの創設、経営者の個人破産回避に向けた取り組みの促進等が挙げられております。中小企業の事業再生に関する新たな方法や制度については、今後も注目されるところです。

本稿が、中小企業の皆様の経営改善への取り組みのきっかけの一助となれば幸いです。

以上

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。